

## 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（修正案） - 1

市民説明会での質疑応答と、パブリックコメントの結果とを受けまして、次のように修正案をお示しいたします。

御承認いただければ、こちらの内容を、計画案に盛り込みます。

### 1 修正箇所

修正箇所は、次の6か所です。

	修正箇所／修正概要	意見が出された場 ／意見該当箇所
修正 1	第 1 章第 1 節 計画策定の背景（素案* :4 ページ） ／子育て家庭に関する文言の修正	パブリックコメント ／意見項目** 1
修正 2	第 1 章第 2 節 計画の期間（素案 :5 ページ） ／第 1 節と第 2 節の間に、対象者に関する節を追加	市民説明会 ／第 1 回市民説明会
修正 3	第 2 章第 1 節 ② 人口の状況（素案: 12 ページ） ／計画期間に関する文言の修正	パブリックコメント ／意見項目 2
修正 4	第 5 章 1-2-1 地域のシステムづくり（素案: 47 ページ） ／子ども参画・おとなの子ども支援力に関する文言の修正	パブリックコメント ／意見項目 8
修正 5	第 5 章 1-2-2 居場所づくり（素案: 49~50 ページ） ／構成の入れ替え	パブリックコメント ／意見項目 22
修正 6	第 5 章 4-2 保健・医療（素案: 69 ページ） ／親のケアに関する文言の追加	パブリックコメント ／意見項目 34・39

※素案:この表では、パブリックコメントを実施した時点での素案の事です。

※意見項目: 資料 2 「パブリックコメントの結果」の「意見項目」の欄です。

### 2 修正の詳細

各修正箇所について、次の2点をお示しします。

\*新旧対照表: 修正箇所のみを抽出した表です。修正箇所には下線を付しました。

\*修正後の該当ページ: 修正後の該当ページを、省略せず全文でお示しします。

### ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>3 本計画の策定に向けた視点</p> <p>③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、_____</p> <p>_____さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。</p>	<p>3 本計画の策定に向けた視点</p> <p>③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、<u>家庭の外で就労している親に限らず</u>、さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。</p>

東京市次世代育成支援行動計画とを統合し1つの計画としたもので、計画期間は平成26年度までとなっています。

このたび策定する「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（以下「本計画」といいます。）は、前回プランが期間満了を迎えるにあたり、前回プランの基本理念や基本方針を原則として引き継ぎながら、より現代的な課題にも対応すべく、アンケートやヒアリングを実施し、本市における子どもや子育ての現状を踏まえ、それらを「西東京市子ども子育て審議会」に議論していただいて、策定に向けた準備を進めてきました。

### 3 本計画の策定に向けた視点

本計画は、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための指針として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点から、前回プランを見直しました。

- ① 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策の重要性が社会的に再認識されました。台風などの季節的な災害に加え、今後は大地震が発生する危険性が指摘されています。

本市においても、平素から災害時も視野に入れた上での施策の見直しが求められています。このことから、本計画では「施策の方向」に災害への対応を想定した環境づくりを加え、対策の強化を図ります。

- ② すべての子どもが輝き、心豊かに暮らすことができるよう、子どもが悩みを抱えているときには、子ども自身が相談しやすい場の提供が必要です。このことから、子どもが自分で相談できる場を拡充するとともに、そのような場があることを子どもに知っておいてもらうため、子どもが利用しやすい多様な媒体で広報していきます。

また、子どもを見守り、気づき、護ることができるよう、地域全体での連携体制が強化されるよう施策を展開していきます。

- ③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。

### ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p><u>第2節 計画の対象者</u>  <u>本計画の対象者は、西東京市に在住する 0 歳～18 歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民とします。</u>  <u>ただし、取組みの内容又は必要により 30 歳代の若者も対象とします。</u></p> <p><u>第3節 計画の期間</u>  (本文略)</p> <p><u>第4節 計画の位置づけ・役割</u>  (本文略)</p>	<p><u>第2節 計画の期間</u>  (本文略)</p> <p><u>第3節 計画の位置づけ・役割</u>  (本文略)</p>

## 第2節 計画の対象者

本計画の対象者は、西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民とします。

ただし、取組みの内容または必要により30歳代の若者も対象とします。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10か年とします。ただし、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した第6章については、平成31年度までの5か年とします。

本計画は、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として5年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととします。ただし、第6章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

## 第4節 計画の位置づけ・役割

本計画は、前回プランの考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「西東京市第2次基本構想・基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り、策定しています。

本市の主要な計画の体系は、次ページのとおりでです。

また、本計画には、次の2つの計画の内容を包含させています。このことにより、本計画に、これらの計画の役割を持たせています。

\*次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村行動計画）

\*市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画）

## ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>本市の総人口は、平成 26 年現在 197,546 人で増加傾向を示しています。今後は、平成 27 年の 200,374 人をピークに緩やかに減少していくことが見込まれており、<u>第 6 章「子ども・子育て支援事業計画」の最終年度である平成 31 年には</u> 199,463 人と予測されます。</p> <p>また、年齢 3 区分別の人口比を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。特に、_____平成 31 年には、おおむね 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。</p>	<p>本市の総人口は、平成 26 年現在 197,546 人で増加傾向を示しています。今後は、平成 27 年の 200,374 人をピークに緩やかに減少していくことが見込まれており、<u>計画の最終年度である</u> _____平成 31 年__は 199,463 人と予測されます。</p> <p>また、年齢 3 区分別の人口比を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。特に、<u>計画の最終年度である平成 31 年には</u>、おおむね 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。</p>

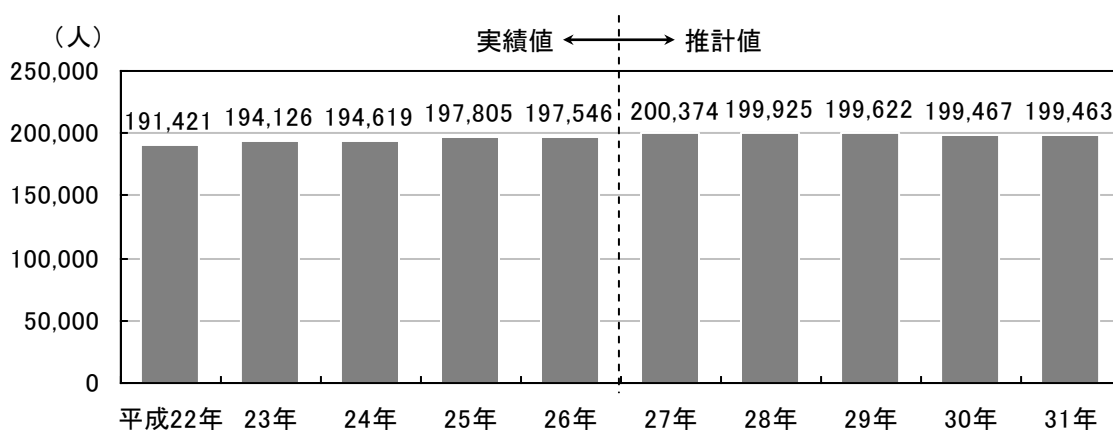
## ■ 修正後の該当ページ

### ②人口の状況

本市の総人口は、平成 26 年現在 197,546 人で増加傾向を示しています。今後は、平成 27 年の 200,374 人をピークに緩やかに減少していくことが見込まれており、第 6 章「子ども・子育て支援事業計画」の最終年度である平成 31 年には 199,463 人と予測されます。

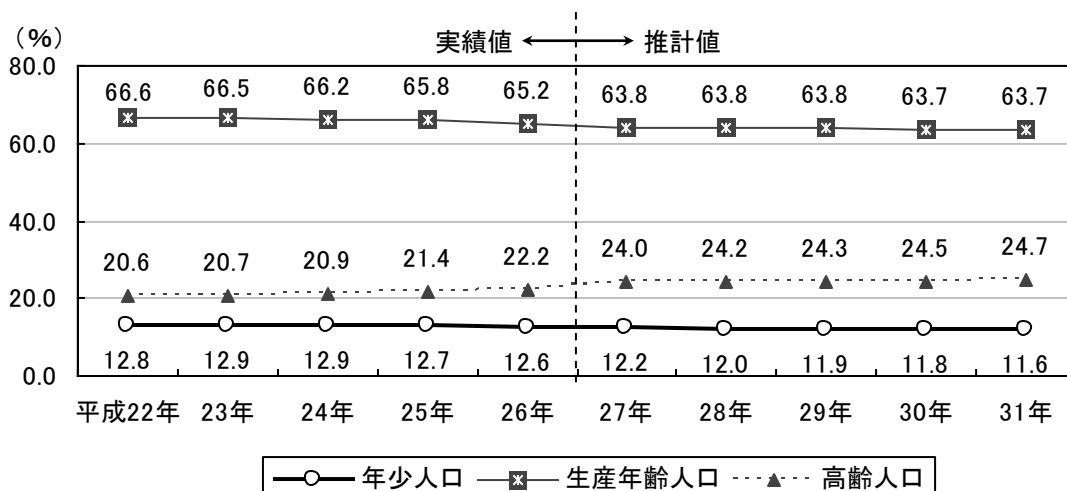
また、年齢 3 区分別の人口比を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。特に、平成 31 年には、おおむね 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

#### >> 総人口の推移及び推計



資料：実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書  
※ただし、平成 24 年以前には外国人登録を含まない

#### >> 年齢 3 区分別人口比の推移及び推計



資料：実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書  
※ただし、平成 24 年以前には外国人登録を含まない

## ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>今後の取組み</p> <p>地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、(中略)情報を発信・共有していきます。</p> <p>具体的には、<u>子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。</u></p> <p><u>事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、親子も参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>今後の取組み</p> <p>地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、(中略)情報を発信・共有していきます。</p> <p>具体的には、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で<u>企画や事業運営が</u>できる機会を提供します。_____</p> <p>_____児童館等では、親子も参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を通じて、豊かな発想を持てるようにします。</p> <p>(以下略)</p>



## 1-2-1 地域のシステムづくり

### ■ 今後の取組み

地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、子どもが発想を生かし、自らの意見を表明する場や参加・参画する機会を充実していきます。また、地域で子どもの育ちを支える仕組みづくりを行います。さらに、子どもが活動する上で必要となる情報を発信・共有していきます。

具体的には、子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。

事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、親子も参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。

また、施設利用に関する子ども向け調査を実施する等、子どもならではの視点による評価を生かし、魅力ある施設運営を推進します。

さらに、子どもが地域で安心して活動し、豊かな経験を積むことができるよう、地域の諸団体との連携を推進し、地域での体験を重ねて成長した子どもが、次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していくことを支援していきます。

安心して過ごせる地域づくりのために、青少年育成会による通学路の「合同パトロール」や「子ども110番ピーポくんの家」活動、小学校の安全連絡会による安全確保の活動を引き続き支援するとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロールやスクールガードリーダーによる学校の巡回指導を行います。

地域での経験を充実させるため、農業やものづくりを体験する機会を提供するとともに、青少年育成会の実施する文化活動などや、「社会を明るくする運動」によるあいさつ運動など、社会的活動も支援します。また、プレイリーダーの養成を通じて、地域での遊びを指導する仕組みづくりを進めます。これらの活動により、地域と連携し、おとなが自分の経験を生かして子どもたちに知恵や技を伝えられるよう、地域人材を発掘し、マッチングすることにより、人材が活躍できる場を提供します。

このような地域での支援を、子どもたちが十分に活用するためには、どこで何ができるのかを、子どもたち自身が知っている必要があります。必要な情報がすべての子どもにいき届くよう、情報提供の方法を子どもの目線で工夫するとともに、情報活用に必要なリテラシー教育を推進します。

■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>今後の取組み</p> <p>子どもが自分らしく過ごすことができるよう、<u>利用する子どもたちの意見を取り入れながら</u>、<u>児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。</u>居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。</p>	<p>今後の取組み</p> <p>子どもが自分らしく過ごすことができるよう、<u>児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。</u>居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。<u>また、居場所づくりに当たっては、利用する子どもたちの意見が取り入れられるようにしていきます。</u></p>
<p>具体的な施策・事業</p> <p>【居場所づくりへの参画】</p> <p>1 ■ 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進</p> <p>2 ■ 子ども参画による生涯学習事業の推進</p> <p>【居場所の充実】</p> <p>3 ■ ~ 9 ◆ 略</p> <p>【文化等の充実】</p> <p>10 ■ ~ 15 ■ 略</p>	<p>具体的な施策・事業</p> <p>【居場所の充実】</p> <p>1 ■ ~ 7 ◆ 略</p> <p>【文化等の充実】</p> <p>8 ■ ~ 13 ■ 略</p> <p>【居場所づくりへの参画】</p> <p>14 ■ 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進</p> <p>15 ■ 子ども参画による生涯学習事業の推進</p>

## 1-2-2 居場所づくり

### ■ 今後の取組み

子どもが自分らしく過ごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら、児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。

子どもが放課後に過ごす場所については、子どもたち自身の意思や選択を大切にしつつ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、市長部局と教育委員会とが連携して、高学年を含めた適切な居場所の確保に努めます。居場所のひとつである学童クラブについては、引き続き現状の制度を維持していきます（学童クラブについての詳細は、第6章に記載します。）。

また、児童館・学童クラブなどに子どもたちがいるときに災害が発生した場合は、施設において安全を確保し、保護者へ引き渡します。

さらに、児童館の休日開館や夜間開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を特化する等、児童館の再編成を進めます。児童館の運営については、子どもたち自身の参画を推進するとともに、子育てサークル・団体や民間事業者の持つ社会的な資源も活用していきます。

児童館のほか、学校施設の活用やスポーツ施設の活用により、屋内外での居場所の確保に努めるとともに、地域でのサロン活動と連携し、親子や地域の人々が憩える場を提供していきます。

子どもたち自身が、年齢や育ちに応じてさまざまな選択肢の中から居場所を選べるよう、ゆったりした気持ちで集える場や、美術鑑賞や芸術鑑賞ができる場、放課後子ども教室のように学ぶことができる場、また、音楽演奏やスポーツができる遊び場など、多様な環境を整えます。

これらの居場所が、子どもたちが利用したくなる、魅力あふれる場であることをめざし、子ども参画による企画等を進めます。

## ■ 修正後の該当ページ（続き）

---

### 具体的な施策・事業

#### 【居場所づくりへの参画】

- 1 ■ 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進  
(みどり公園課、子育て支援課)
- 2 ■ 子ども参画による生涯学習事業の推進  
(児童青少年課、公民館)

#### 【居場所の充実】

- 3 ■ 児童館の再編成と機能の充実  
(児童青少年課)
- 4 ■ 青少年センター機能の充実  
(児童青少年課)
- 5 ■ 屋内外の居場所の充実  
(スポーツ振興課、児童青少年課、みどり公園課、文化振興課)
- 6 ■ 学校等の活用による放課後の居場所の充実  
(児童青少年課、社会教育課)
- 7 ■ 各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進  
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 8 ■ おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施  
(管財課、文化振興課、公民館)
- 9 ◆ 放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 【新規】  
(児童青少年課、社会教育課)

#### 【文化等の充実】

- 10 ■ 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興  
(文化振興課、スポーツ振興課、図書館、公民館)
- 11 ■ 音楽練習室等活用の推進  
(文化振興課、児童青少年課)
- 12 ■ 図書館の子どもスペースの充実  
(図書館)
- 13 ■ 読み聞かせリーダー育成事業の推進  
(図書館)
- 14 ■ 「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進  
(スポーツ振興課)
- 15 ■ 身近にボール遊びのできる場所の検討  
(みどり公園課、スポーツ振興課、児童青少年課)

### ■ 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>今後の取組み</p> <p>市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。</p> <p>また、虐待や子育てへの悩み、<u>親自身の心や身体の悩み</u>に早期に対応できるよう、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。</p> <p>（以下略）</p>	<p>今後の取組み</p> <p>市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。</p> <p>また、虐待や子育てへの悩み_____に早期に対応できるよう、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。</p> <p>（以下略）</p>

## 4-2：今後の取組み

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。

また、虐待や子育てへの悩み、親自身の心や身体の悩みに早期に対応できるよう、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、行政各部署や関係施設との連携を密にしていくとともに、親に対して子どもの育ちに応じた支援の情報を提供していきます。

予防接種については、接種の記録・管理が煩雑でしたが、複雑な接種スケジュールを自動で生成し、管理できる専用サイト「ワクチンマネージャー」を導入しました。今後は、接種率の向上に向け、この専用サイトの周知と普及に努めます。

今後も、妊娠期から出産後のケアについては、妊婦健診事業と乳児家庭全戸訪問事業を基盤に、関係機関との連携により切れ目なく支援していきます。

施策の実施に当たっては、西東京市健康づくり推進プランとの整合性を図りながら、母子保健事業を統一的に実施できるよう、連携の仕組みを構築していきます。

### 具体的な施策・事業

- 1 ■ 訪問型相談の充実 (健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 ■ 母子保健と保育の連携強化 (健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 3 ■ 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進 (健康課)
- 4 ■ 予防接種についての普及啓発の充実 (健康課)
- 5 ■ かかりつけ医の推進 (健康課)
- 6 ■ かかりつけ歯科医の推進 (健康課、学校運営課)
- 7 ■ 小児救急医療体制の充実 (健康課)
- 8 ■ 産科のある医療機関とのネットワークの充実 (健康課)
- 9 ■ 保健所との連携強化による母子保健サービスの推進 (健康課)
- 10 ■ アレルギー相談の実施 (健康課)
- 11 ■ 心身の思春期相談事業実施の検討 (健康課、子ども家庭支援センター)